

令和6年度 いじめ防止基本方針（概要版）

大田市立久手小学校

1. いじめの定義<いじめ防止対策推進法より>

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒との一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2. いじめ未然防止のための取組

○学力育成・集団づくり・魅力ある学校づくり

- ・わかる授業の実施。
- ・児童一人一人が自分の居場所を感じられるような学校・学級経営。
- ・児童の人権意識の醸成・道徳教育の充実。
- ・情報モラル教育の充実。

○職員研修・実践力育成

- ・「いじめ」を含む生徒指導、人権・同和教育、道徳教育等の研修の実施。
- ・校外への研修への積極的参加・学びの共有。
- ・児童一人一人の変化に気付く鋭敏な感覚の醸成。

○校内体制の整備

- ・いじめを見逃さない学校づくりのための体制づくり。
- ・スクールカウンセラーとの連携。

3. いじめ早期発見のための取組

○児童理解・実態把握の深化

- ・日常的な個々の気付きの共有。
- ・生徒指導職員会の毎月実施。
- ・保護者との連携の充実。
- ・生活アンケートと教育相談の実施。（毎学期、年3回）
- ・アンケートQ-Uの実施・結果分析。
- ・関係機関等との連携。（必要に応じて）
- ・メディア環境の把握。

○保護者・地域との連携

- ・保護者や地域への情報発信。
- ・学校評価等の活用。
- ・学校運営協議会との連携の充実。

4. いじめ発生時の対応

- ①いじめ対応チームの編成。
- ②事実確認。対応の方針や役割分担の明確化。
- ③保護者への連絡。市教委などの関係機関への連絡。
- ④教職員全体で問題解決に当たる。